

# 長野県最低賃金のお知らせ

長野県の事業所で働く全ての労働者に適用される最低賃金が、令和6年10月1日から時間額998円に改定されました。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)



令和6年度 長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト 長野労働局長賞 松本市 吉澤 佑樹さんの作品

対象業種	時間額(令和5年改定額)	発行年月日		
計量器等製造業	<b>1,032用</b> (983円)	令和7年1月1日		
はん用機械器具等製造業	<b>1,043円</b> (994円)	令和6年12月12日		

- ※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- ※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。

詳しくは、 長野労働局ホームページを ご覧ください。

長野労働局

検索









2024

NO.570

## 分和6年年末一時金要求·妥結狀況

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。令和6年11月20日現在でまとめた調査結果(第1報)の概要は、次のとおりです。

報告があった133組合のうち集計可能な120組合が一時金要求を行い、117組合が妥結しました。

平均要求額は、2.48か月分の663,747円となり、前年同期(令和5年11月20日現在)と比べ金額では24,906円増加し、月数では0.09か月上回りました。

平均妥結額は、2.24か月分の603,556円となり、前年同期(令和5年11月20日現在)と比べ金額では31,459円増加し、月数では0.11か月上回りました。

また、企業規模別の状況をみると、従業員300人未満規模の平均妥結額は536,390円(月数 2.09か月)、300~999人規模は650,935円(2.39か月)、1,000人以上規模は699,524円(2.40か月)となりました。

		要   求				妥 結			
区	分	平均年齢	平均賃金	組合数	平均 要求額	平均 要求月数	組合数	平均 妥結額	平均 妥結月数
調	査 計	歳	円	組合	円	か月	組合	円	か月
(R6.11	.20現在)	40.6	267,695	120	663,747	2.48	117	603,556	2.24
企業規模別状況	300人未満	40.4	255,388	62	587,742	2.30	59	536,390	2.09
	300~999人	40.5	272,928	33	715,978	2.62	33	650,935	2.39
	1000人以上	41.1	291,309	25	783,294	2.69	25	699,524	2.40
前年同期(R5.11.20)		歳	円	組合	円	か月	組合	円	か月
		40.7	267,783	111	638,841	2.39	108	572,097	2.13

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。 2 平均妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

## 長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金の申請受付中です

県では、女性・若者を中心とした賃上げと設備投資促進により県内企業の人手不足に対応するため、国の「業務改善助成金」の上乗せ補助制度となる「長野県中小企業賃上げ・生産性サポート補助金」の申請を受け付けております。要件等をご確認の上、積極的な活用をご検討ください。

・<u>生産性の向上や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、国の</u> 「業務改善助成金」の上乗せ補助を行います。

概要

- · **「業務改善助成金」の交付額確定及び支給決定通知を受けた企業**で、女性・若者等が**働きやすい職場づくりに取り組む宣言等を行った企業**が対象です。(県内の事業場に限る。)
- · **「業務改善助成金」の支給決定額の1/10** (先進的・積極的に職場環境改善に取り組む認証制度取得企業は支給決定額の2/10) **を補助**します。

申請書類 提出期限 業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けた日から起算して3か月を経過する日又は令和7年3月10日のいずれか早い日まで

※申請に必要な書類等詳細については要綱をご覧ください。

### 【詳細な要件や要綱等はこちら】

https://www.pref.nagano.lg.jp//rodokoyo/seisanseisupport.html

### 【事業に関するお問い合わせ先】

長野県産業労働部労働雇用課 〒380-0570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL:026-235-7201 Mail:koyotai@pref.nagano.lg.jp

※令和6年11月時点の内容です。予算の上限に達した場合、受付を停止することがございます。



## 「やさしい日本語」を使ってみませんか

## ~国籍を問わない"易しく""優しい"日本語~

「やさしい日本語」とは、外国人にも伝わりやすいよう配慮した簡単な日本語です。ちょっとした心がけでコミュニケーションがスムーズになります。子どもから高齢者まで、外国人にも日本人にも役立つ「やさしい日本語」を使ってみましょう。



## 「やさしい日本語」のポイント 同窓窓の法則

ぼっきり	「結構です/いいです」「たぶん/もしかしたら/おそらく」 などあいまいな表現は使わない。		
最後(念いご)まで	「できなくはないですが。」など文末をにごす表現は使わない。この場合は、なぜできないのか最後まで言う。		
短(湿)じか)く	○○であり、□□なので、△△です。 → ○○です。 □□です。 だから、△△です。 言いたいことは1文に1つ。		

他にも、こんな工夫ができます。

- ●オノマトペ(キラキラ、ごしごし など)は使わない ●文末は「です」「ます」にそろえる
- ●ふりがなを付ける ●謙譲語・尊敬語は使わない
- ●よく使うことばはそのまま使って、説明を付ける …など

### 日本語教師・日本語教育機関と企業をつなぐ

## 「しんしゅう日本語教育等人材バンク」を活用しませんか?

依頼

紹介

報告

長野県内には約 42,000 人の外国の方々が暮らしており、県内で働く 方も、増えてきています。

外国人従業員の日本語教育で困っていることはありませんか。

「しんしゅう日本語教育等人材バンク」は、企業のみなさまに、長野県で活動する日本語教師・日本語教育機関等をご紹介します。

登録者数 168名 (2024.11.22現在、 延べ人数)



# マッチングまでの流れ

### 日本語教育 人材等

日本語教育に関 し提供できるス キル等がある

\*日本語教育機関・教室は情報提供のみ

## <sup>登録</sup> しんしゅう 日本語教育等 大材バンク

HPでバンクの 情報を公開

当日に向けた調整・実施

# 紹介依頼 機関等

日本語教育を 人材等を 必要としている

### 企業様とのマッチング事例

依 頼 元:企業O様

依頼内容: 外国人従業員への

日本語指導

結 果:日本語教師1名を紹介

### 登録者の声

「企業・団体様の要望に合わせた カリキュラム開発と実施、 日本語教育人材の育成研修も 可能です。(日本語教師)」

### (謝金等は紹介依頼機関等の負担となります)

登録人材の紹介を希望する方は、県ホームページに掲載されている登録人材一覧を確認のうえ、原則として紹介を希望する日の3週間前までに必要書類(様式6及び関連書類)を郵送またはながの電子申請サービスからご提出ください。

事前にご相談いただけると、スムーズに進めることができます。お気軽にお問い合わせください。



県公式HPはこちら

依賴方法

## 長野県外国人材受入企業サポートセンターをご活用ください!

県内企業・団体の皆さまからの外国人材受入れに関するご相談・ご質問にお答えします!

たとえば・・・

『特定技能』って どんな資格?







外国人を雇用する ときどんなルールが あるんだろう…

> 外国人留学生 を採用するときの 注意点は?

こんなときは、まずはお気軽にご相談ください 専門的知識を持った相談員(申請取次行政書士)が対応いたします

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電 話 026-217-1471

URL http://nagano-gaisapo.org/

相談時間 月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く)

9:00~16:00 (事前予約制)

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内 相談無料・秘密厳守

## 「個別労働紛争あつせん制度」周知月間の活動を行いました!

長野県労働委員会では「個別労働紛争あっせん制度」により働く皆さんと事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。県では毎年 10 月を本制度の周知月間とし、各種啓発活動を行っています。今年も様々な PR 活動を実施しました。

- ○主な実施内容
- ①長野駅前、松本駅前での街頭啓発活動
- ②労働相談会の開催(土曜日2回)
- ③県庁及び県内の4合同庁舎に周知・啓発コーナーを設置
- ④市町村の広報誌や関係団体の機関紙等への PR 記事の掲載
- ⑤マスメディア等を通じた PR
  - (公式 X への投稿、ラジオ番組への出演、ラジオ CM)
- ⑥労政事務所の労働講座におけるあっせん制度の周知・PR
- ⑦商業施設におけるポスター提示





掲示したポスター

会長による街頭啓発の様子(松本駅前)

○個別労働紛争あっせん制度とは

働く皆さんと事業主との間に生じた労働条件等のトラブルについて、当事者からの申請に基づき労働問題に関し豊富な知識を有するあっせん員が、双方の話をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

まずは、県下4か所の労政事務所、もしくは労働委員会事務局にご相談ください。

### 相談・あっせんの秘密は守られます お気軽にご相談ください

○お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局(長野県庁8階)

電話:026-235-7468 E-mail:roi@pref.nagano.lg.jp



ホームページはこちら

労働ながの編集・発行:長野県産業労働部労働雇用課 HPにも掲載中 労働ながの 検

電話 026-235-7119 Eメール: rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております!